

令和 8 年度用使用教科用図書 教科書需要数集計事務 説明資料

(小学校・中学校・特別支援学校 編)



(株)福島県教科用図書販売所（特約供給所）

福島市舟場町 1 - 2 7

電話 0 2 4 - 5 2 2 - 3 1 5 6

FAX 0 2 4 - 5 2 4 - 0 0 9 0

= 目 次 =

I. 教科書供給の仕組み	3 ページ
--------------	-------

II. 令和 8 年度の教科書需要数把握について	5 ページ
--------------------------	-------

【令和8年度 教科書給与対象一覧表】

小学校

10ページ

【令和 8 年度 教科書給与対象一覧表】

小学校	他
-----	---

1 1 ページ

【令和 8 年度 教科書給与対象一覧表】

中学校

1 2 ページ

【国立・市町村立学校】需要数報告書の流れ	1 3 ページ
----------------------	---------

【県立学校】需要数報告書の流れ	1 4 ページ
-----------------	---------

【私立学校】需要数報告書の流れ	1 5 ページ
-----------------	---------

III. 教科書事務執行管理システムについて	1 6 ページ
------------------------	---------

(令和 8 年度の需要数集計業務からシステムがクラウド形式にリニューアルになります。その為、手順書を作成する事が困難となりましたので、ご了承下さい。)

1. 教科書供給業者

教科書の発行の指示を承諾した発行者は、教科書を各学校まで供給する義務を負います。しかし、教科書発行者自身が各学校まで確実に教科書を供給する事は事実上困難です。そこで教科書発行者は、この義務を履行する為に、次の教科書供給業者と教科書供給契約を結んで、供給を行っています。

(1) 教科書・一般書籍供給会社（特約供給所）

都道府県毎に概ね1箇所ずつあり、その数は全国で53箇所です。教科書・一般書籍供給者（以下、特約供給所）は、その管内の教科書取扱書店の選定、教科書の需給調整、過不足調整、残本の回収と返送、教科書代金の回収等を行います。また、一般書籍や教材等の卸売も行います。

(2) 教科書取扱書店（取次供給所）

教科書取扱書店（以下、取次供給所）は、教科書を学校に直接供給する機関であり、通常は一般の書店がこの業務を行っています。全国に2,614箇所あります。（令和6年4月現在）

2. 教科書供給の仕組み

発行者は特約供給所や取次供給所へ送本し、取次供給所から学校へ供給されます（図6参照）。自ら荷造発送を行う設備を有しない発行者は、教科書の配送や代金回収等の業務の全部（又は一部）を配送業者等に委託しています。

尚、送本終了後における追加注文の場合は、原則として特約供給所を経由して、供給される仕組みとなっています。

3. 調整本・常備本

教科書の迅速確実な供給は学校教育上極めて重要ですので、発行者は調整本・常備本を設けて供給にあたっています。

(1) 調整本

教科書の需要数は使用年度の前年度の9月に把握される為、学年当初の必要冊数と合致しない場合があります。このような場合、児童生徒の学習に支障が無い様、特約供給所に調整本が保管されています。

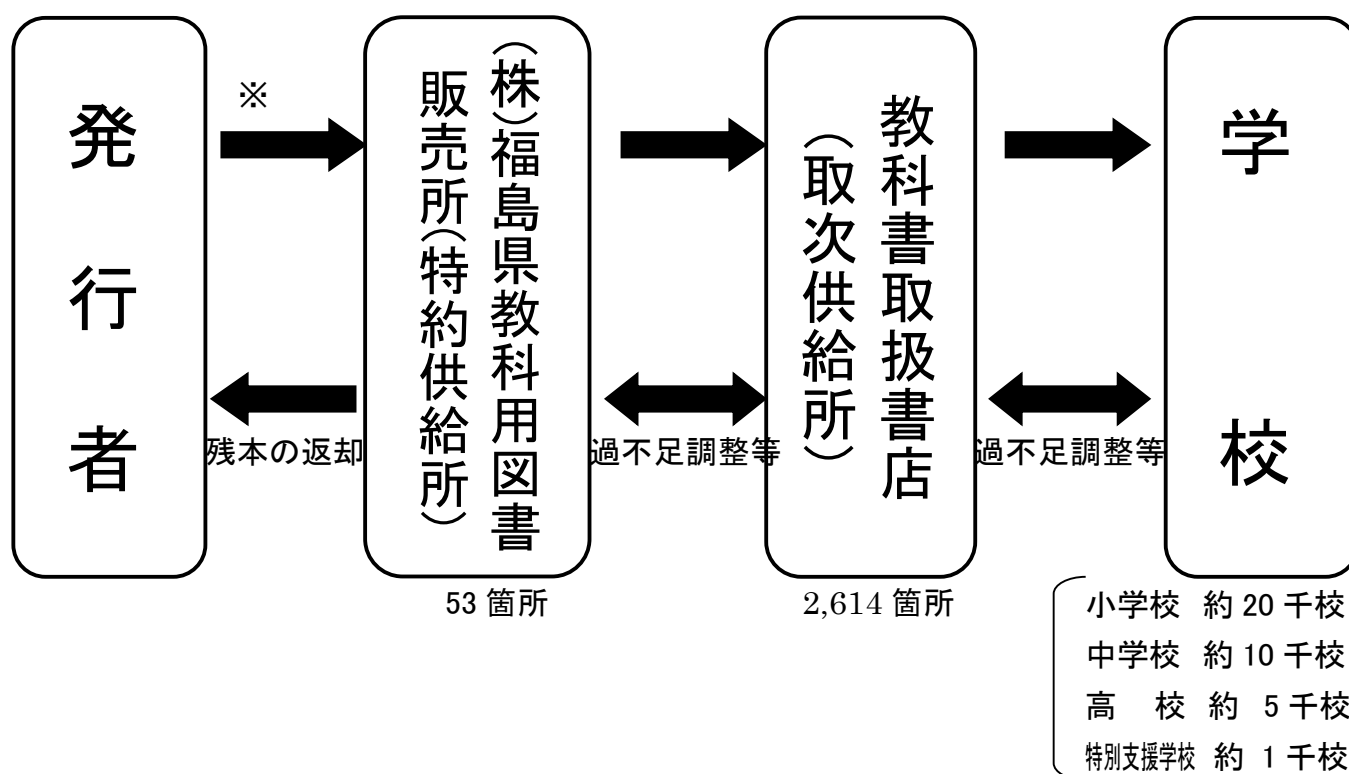
(2) 常備本

学年中途の転入生や災害等に備える為に一定冊数の教科書が、特約供給所等に常備されています。

4. 教科書の一般需要への対応

教科書や生涯学習への国民の関心が高まる中、各県の主要都市等に教科書を常備する書店が増えており、特約供給所等のホームページの充実により、一般の方々が教科書を入手しやすい受注配送体制の整備が進んでいます。

図6 教科書供給の仕組み



※荷造り発送用設備を持たない発行者は、一般の書籍を扱う配送業者等に、配送業務を委託しています。

主な根拠法令
発行法第10条
発行法施行規則第18条、第21条

Ⅱ. 令和8年度の教科書需要数把握について

需要数の報告は、教科書製造・供給の根拠となる重要な調査なので、必要な教科書及びその需要数について報告漏れや報告違い等極力無くす様にお願いします。

1. 文部科学省検定教科書の採択

- (1) 小学校用教科書（検定教科書・著作教科書）について

令和6年度と同じ教科書を採択し、正確に需要数を報告して下さい。

- (2) 中学校用教科書について

令和7年度と同じ教科書を採択し、正確に需要数を報告して下さい。

尚、中学校用の「社会」「英語」「道徳」の教科書の需要数報告に当たっては、特に次の点に注意する事。

- ①社会（地理的分野）及び社会（歴史的分野）

教育課程の別なく第1学年において地理と歴史を共に給与する事となっている事。地理は第2学年迄、歴史は第3学年迄給与済の教科書を継続して使用する事。

- ②英語

学習指導要領において3学年分の指導内容が一体となっているが、教科書は学年別に発行されている。その為、採択教科書を変更した場合は、第1学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用するが、第2学年及び第3学年については、学習内容の連続性に配慮し、原則的に採択変更前の発行者の新版教科書を使用する事。又、来年度である令和7年度に行う需要数報告においても同様である事。

- ③道徳

学習指導要領において3学年分の指導内容が一体となっているが、教科書は学年別に発行されている。その為、採択教科書を変更した場合は、第1学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第2学年及び第3学年については学習内容の連続性に配慮し、採択変更前の発行者の新版教科書を使用する事が原則である。但し、採択権者の判断により特に必要性を求める場合は、第2学年及び第3学年について採択変更後の発行者の新版教科書を使用する事も可能とする。この事は、来年度である令和7年度に行う需要数報告においても同様である事。

（例…英語・道徳）

	1 学年	2 学年	3 学年
R6年度	A 社	A 社	A 社
R7年度	B 社	A 社	A 社
R8年度	B 社	B 社	A 社
R9年度	B 社	B 社	B 社

参照 P10～11【令和8年度 教科書給与対象一覧表】**小学校**

参照 P12【令和8年度 教科書給与対象一覧表】**中学校**

2. 文部科学省検定教科書の需要数把握

※第1表は注文書と同様のものです。水増し等無い様に御願致します。

(統廃合の予定があっても、現在の学校で作成します。)

(1) 小・中学校とも第1学年の需要数は、所管の教育委員会が把握する入学予定者数が需要数となります。

(2) 小・中学校とも第2学年以上の需要数は、児童生徒の増減を見込んだ報告は行わず、需要票作成日(システム入力日)現在の在籍児童生徒数を翌年度の需要数として下さい。

(例) 第2学年に96名在籍の場合は、第3学年の需要数96冊に読み替えます。

(3) 需要数報告対象種目

需要数報告は対象学年で最初に給与する教科書の冊数報告となる為、通年用及び上巻の新版教科書が報告対象種目となります。従って下巻教科書は報告対象種目に含まれません。

小学校用…多学年使用教科書(生活、図画工作)の各下巻は報告対象外です。

(4) 複式学級について

複式学級で、教科により特別の教育課程を編成し、2学年以上の児童生徒でクラス編成を行う場合、所属学年用以外の教科書が必要になる事があります。このような場合、通常の給与形態では授業を進める上で問題が生じますので、特別な給与を行う事が出来ます。

※小学校多学年使用教科書(生活、図画工作)の各下巻教科書を、複式学級で特別な教育課程の編成がある場合のみ前期で報告する事が可能です。使用する事になった場合は、需要数(A表)に手書きで該当する上巻の左余白に記入します。

① A年度・B年度、A/B年度とは

(ア)A年度・B年度について

2学年の生徒と一緒に1年間同じ学年の内容を学習する。例えば3・4年生で今年度は3年生の内容を(A)を学習する場合、3・4年生共に3年生の教科書を給与し、3年生が次年度新4年生になった時に4年生の内容(B)を学習するので、新3年生と共に4年生の教科書を給与する。

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
A 年度	1 年生 (A)	1 年生 (A)	3 年生 (A)	3 年生 (A)	5 年生 (A)	5 年生 (A)
B 年度	新 2 年生 (B)	新 2 年生 (B)	新 4 年生 (B)	新 4 年生 (B)	新 6 年生 (B)	新 6 年生 (B)

(例)

	学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
R7 年度	給与 学年	1 年生 (A)	1 年生 (A)	3 年生 (A)	3 年生 (A)	5 年生 (A)	5 年生 (A)
	学年	新 1 学年	新 2 学年	新 3 学年	新 4 学年	新 5 学年	新 6 学年
R8 年度	給与 学年	新 2 年生 (B)	新 2 年生 (B)	新 4 年生 (B)	新 4 年生 (B)	新 6 年生 (B)	新 6 年生 (B)

(図画工作下巻の場合…必ず教育委員会へ確認)

	学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
R7 年度	給与 学年	1・2 上 (A)	1・2 上 (A)	3・4 上 (A)	3・4 上 (A)	5・6 上 (A)	5・6 上 (A)
	学年	新 1 学年	新 2 学年	新 3 学年	新 4 学年	新 5 学年	新 6 学年
R8 年度	給与 学年	1・2 下 (B)	1・2 下 (B)	3・4 下 (B)	3・4 下 (B)	5・6 下 (B)	5・6 下 (B)

(※下巻の教科書は前期給与対象ではないので、前年度の下巻の教科書を給与します。)

(イ)A/B 年度とは

2 学年の生徒が 2 年間に渡って該当学年の内容を学習する。例えば 3 年生に 3・4 年生の教科書を給与して、4 年生迄継続使用し、4 年生は 3 年生時に教科書を給与されているので 4 年生時には給与しない。

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
A/B 年度	1・2	継続使用	3・4	継続使用	5・6	継続使用

(例)

	学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
R7 年度	給与 学年	1・2	継続使用	3・4	継続使用	5・6	継続使用
R8 年度	給与 学年	1・2	継続使用	3・4	継続使用	5・6	継続使用

この場合は、第 1 学年・第 3 学年・第 5 学年に教科書を給与する事になります。第 2 学年・第 4 学年・第 6 学年は前年度に教科書を給与されているので、継続使用する事になります。

- ② その他の教科についても変則的な給与を行う冊数を報告して下さい。但し、複式学級であっても 1 種目につき 1 冊の教科書給与が原則になります。

既に給与済教科書の二重報告や給与すべき教科書の報告漏れ等ない様、給与の根拠となる教育課程を確認しながら正確な需要数の把握に努めて下さい。又令和 7 年度に複式給与されていて、令和 8 年度も継続して給与するカリキュラムの予定の場合は、需要数報告を行って下さい。但し、複式学級を予定していても、新学期に生徒がいらない学年になり単式となった場合は、教科書の給与は単式学級に変更する事になります。必ず市町村教育委員会と相談・確認をお願い致します。

参照 P10～11【令和 8 年度 教科書給与対象一覧表】**小学校**

3. 教師用教科書の需要数

- (1) 教師用教科書については、有償となります。小中学校とも採択継続の年度になりますので、各教科の教師用は「0」をお願い致します。

4. 特別支援学校用教科書の採択と需要数

文部科学省著作教科書及び附則第9条図書に基づく一般図書に関しては、児童生徒の実態に即した教科書給与を行う為、継続使用以外で新たに採択した場合は、教科書目録及び一般図書一覧表に基づいて正確に報告します。

(1) 特別支援学校及び特別支援学級における教科書の使用形態。

- ①文部科学省検定済教科書を使用する場合
- ②文部科学省著作教科書を使用する場合
- ③上記の教科書を下学年(ダウンの取扱い)を使用する場合
- ④学校教育法附則第9表に基づく一般図書(点字版一般図書を含む)を使用する場合
- ⑤教科用特定図書等を学校教育法附則第9条に基づく一般図書として使用する場合は5つがあり、使用教科書によって事務処理(入力システム)が異なります。

(2) 県立特別支援学校は検定教科書を採択する場合は、公立採択地区に準じて採択する。

県 北…聴覚支援学校福島校、大笹生支援学校、須賀川支援学校匠大校、だて支援学校あだち支援

県 中…聴覚支援学校、郡山支援学校、あぶくま支援学校、たむら支援学校
須賀川支援学校、須賀川支援学校郡山校、石川支援学校、石川支援学校たまかわ校

県 南…西郷支援学校

会 津…聴覚支援学校会津校、会津支援学校、会津支援学校竹田校、猪苗代支援学校

相 双…ふたば支援学校、相馬支援学校

いわき…聴覚支援学校平校、平支援学校、いわき支援学校

(3) 文部科学省著作教科書(☆印教科書)で学習する場合は、使用している間は検定教科書の冊数を減らさなければなりません。但し、小中学部聴覚障害者用教科書「言語指導」及び「言語」については、国語・書写とは種目が異なる為検定教科書と併せて使用する事が出来ます。又、文部科学省著作教科書を複数年次継続使用する場合は、給与済教科書の二重報告にならない様、検定済教科書等との関係に十分留意して下さい。

(4) 原則として、検定済教科書又は文部科学省著作教科書と一般図書と拡大教科書を併せての無償給与は出来ません。特に、令和7年度使用教科書で新たに追加になった中学部知的障害者用著作教科書「社会」「理科」「職業・家庭」を使用する場合は、検定教科書の地理・歴史、理科、技術・家庭は、使用出来ない為、需要数報告する事が出来ません。

(例) 中学校(中学部)において、検定教科書の「音楽」と一般図書の歌集類とを併せて給与する事は出来ません。

教 科	文部科学省著作教科書	文部科学省検定済教科書	附則第9条図書に基づく一般図書
小学校（小学部）			
国 語	こ く ご☆	国語・書写（各学年）	書名〇〇〇
	こ く ご☆☆		
	こ く ご☆☆☆		
算 数	さんすう☆	算数（各学年）	書名〇〇〇
	さんすう☆☆（1）		
	さんすう☆☆（2）		
	さんすう☆☆☆		
音 楽	おんがく☆	音楽（各学年）	書名〇〇〇
	おんがく☆☆		
	おんがく☆☆☆		
せいかつ	せいかつ☆	生活・社会・理科・家庭 （各学年）	書名〇〇〇
	せいかつ☆☆		
	せいかつ☆☆☆		
中学校（中学部）			
国 語	国 語☆☆☆☆	国語・書写（各学年）	書名〇〇〇
	国 語☆☆☆☆☆		
地 理 歴 史	社 会☆☆☆☆	地理・歴史	書名〇〇〇
	社 会☆☆☆☆☆		
数 学	数 学☆☆☆☆	数学（各学年）	書名〇〇〇
	数 学☆☆☆☆☆		
理 科	理 科☆☆☆☆	理科（各学年）	書名〇〇〇
	理 科☆☆☆☆☆		
音 楽	音 楽☆☆☆☆	音楽・器楽（各学年）	書名〇〇〇
	音 楽☆☆☆☆☆		
技 術 家 庭	職業・家庭☆☆☆☆	技術・家庭	書名〇〇〇
	職業・家庭☆☆☆☆☆		

・上記の、検定、著作、一般に拡大教科書を含む教科書郡から採択・需要数報告し無償給与する事が出来る。
・各文部科学省著作教科書（☆印教科書）は、使用開始学年及び使用年数は指定されていない為、複数年次の継続使用の際は各教科書との関係に十分留意する。

（5）学校教育法附則第9条の規定による一般図書について

①小・中学校での特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）において、次のような図書等は無償給与の対象となりません。

- ・児童・生徒が使用する一般図書であっても、教室の備え付けが目的である図書。
- ・一般図書を後期用として給与する事。

②その他

- ・類似した書名の図書が多数発行されている為、需要数を集計する際は十分注意し、正確な番号・図書名で報告する事。
- ・需要数報告後に需要数に変動がある場合は、速やかに報告する事。

【令和8年度 教科書給与対象一覧表】※網掛けは前期給与

※「→」は継続使用。改訂年度は旧版になります。採択替えが行われた場合ご注意ください。

種 目		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
国 語	教 出	1 年上	2 年上	3 年上	4 年上	5 年上	6 年上
		1 年下	2 年下	3 年下	4 年下	5 年下	6 年下
	東 書 光 村	1 年上	2 年上	3 年上	4 年上	5 年	6 年
		1 年下	2 年下	3 年下	4 年下		
書 写		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
社 会	東 書	◆	◆	3 年生	4 年生	5 年上	6 年政治・国際編
		◆	◆			5 年下	6 年歴史編
	教 出 日 文	◆	◆	3 年生	4 年生	5 年	6 年
		◆	◆				
地 図		◆	◆	地 図	→	→	→
算 数	東 書	1 年①	2 年上	3 年上	4 年上	5 年上	6 年
		1 年②	2 年下	3 年下	4 年下	5 年下	
	大日本	1 年①	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
		1 年②					
	学 図	1 年上	2 年上	3 年上	4 年上	5 年上	6 年
		1 年下	2 年下	3 年下	4 年下	5 年下	かけ橋
	教 出	1 年	2 年上	3 年上	4 年上	5 年	6 年
			2 年下	3 年下	4 年下		
	啓林館	1 年ブック	2 年上	3 年上	4 年上	5 年	6 年
		1 年	2 年下	3 年下	4 年下		
日 文	1 年①	2 年上	3 年上	4 年上	5 年	6 年	
	1 年②	2 年下	3 年下	4 年下			
理 科		◆	◆	3 年	4 年	5 年	6 年
生 活	1・2上	→	→	◆	◆	◆	◆
	1・2下	→	→	◆	◆	◆	◆
音 楽		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
図画工作		1・2上	→	3・4上	→	5・6上	→
		1・2下	→	3・4下	→	5・6下	→
家 庭		◆	◆	◆	◆	5・6	→
保 健		◆	◆	3・4	→	5・6	→

【令和8年度 教科書給与対象一覧表】※網掛けは前期給与

※「→」は継続使用。改訂年度は旧版になります。採択替えが行われた場合ご注意ください。

種 目		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
英 語	東 書 三省堂	◆	◆	◆	◆	5年	6年
						Dictionary	→
	開隆堂	◆	◆	◆	◆	5年	6年
		◆	◆	◆	◆	Word Book5	Word Book6
	上記以外	◆	◆	◆	◆	5年	6年
道 徳	下記以外	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
	日 文	1 年 ノート	2 年 ノート	3 年 ノート	4 年 ノート	5 年 ノート	6 年 ノート

※東書・三省堂〔英語〕の別冊は、5年生用に併せて1冊を前期に給与する。開隆堂〔英語〕の別冊は各学年用に併せて前期給与する。

文部科学省著作教科書

	小学校（小学部）	中学校（中学部）
国語	こくご☆	国語☆☆☆☆
	こくご☆☆	国語☆☆☆☆☆
	こくご☆☆☆	
地理 歴史		社会☆☆☆☆
		社会☆☆☆☆☆
算数 数学	さんすう☆	数学☆☆☆☆
	さんすう☆☆（1）	数学☆☆☆☆☆
	さんすう☆☆（1）	
	さんすう☆☆☆	
理科		理科☆☆☆☆
		理科☆☆☆☆☆
音楽	おんがく☆	音楽☆☆☆☆
	おんがく☆☆	音楽☆☆☆☆☆
	おんがく☆☆☆	
せいかつ	せいかつ☆	
	せいかつ☆☆	
	せいかつ☆☆☆	
技術 家庭		職業・家庭☆☆☆☆
		職業・家庭☆☆☆☆☆

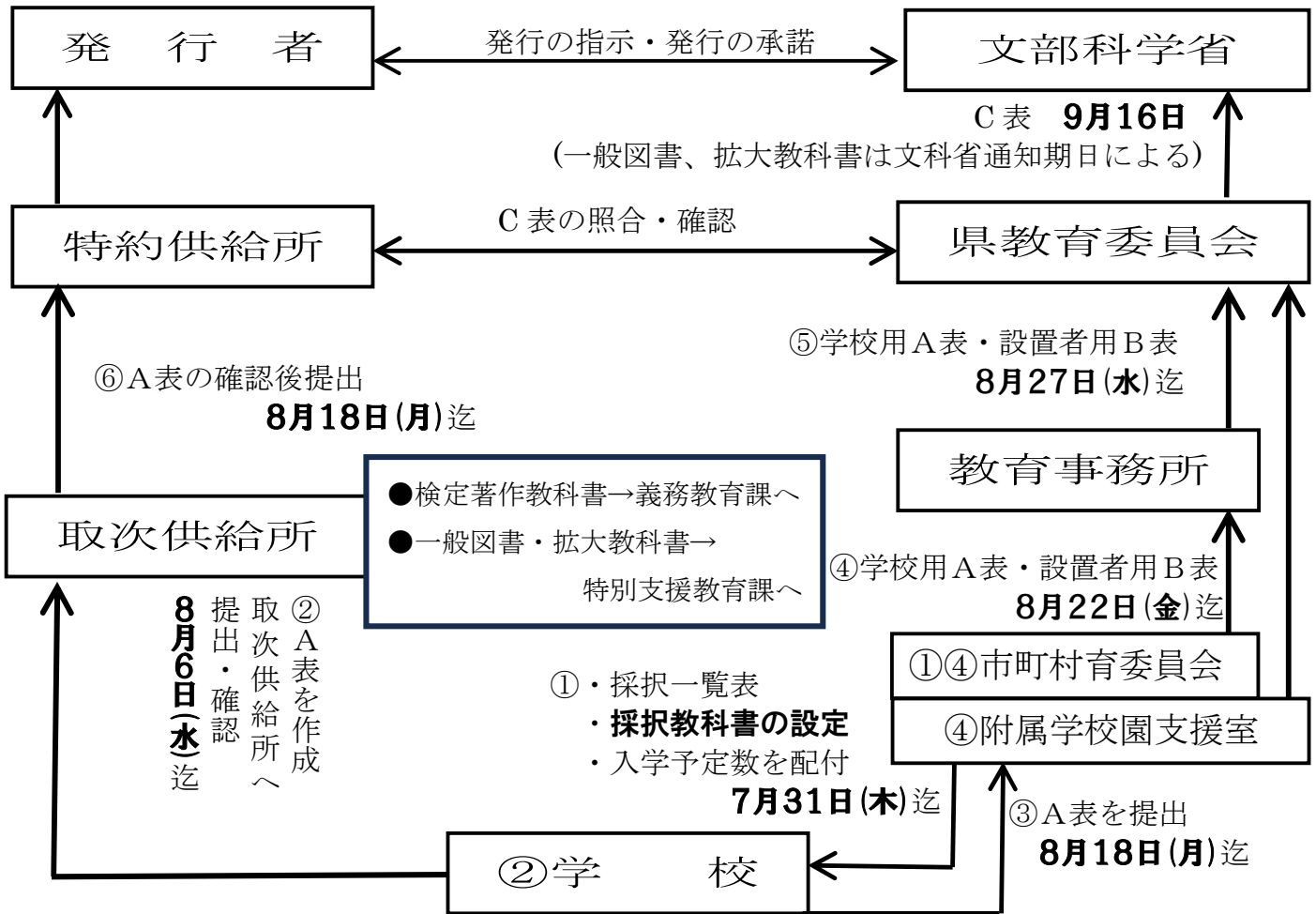
【令和8年度 教科書給与対象一覧表】※網掛けは前期給与

※「→」は継続使用。改訂年度は旧版になります。採択替えが行われた場合ご注意ください。

種 目		発行者	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
国 語		全	1 年	2 年	3 年
書 写		全	書写	→	→
社会	地 理	全	地理	→	◆
	歴 史	全	歴史	→	→
	公 民	全	◆	◆	公民
	地 図	全	地図	→	→
数 学		全	1 年	2 年	3 年
理 科		全	1 年	2 年	3 年
音楽	一 般	全	1 年	2 ・ 3 上	→
				2 . 3 下	→
	器 楽	全	器楽	→	→
美 術		日文	1 年	2 ・ 3 上	→
				2 ・ 3 下	→
		上記以外	1 年	2 ・ 3 年	→
保健体育		全	保健体育	→	→
技術 家庭	技術分野	下記以外	技術	→	→
		教図	技術/スキルアシスト		
	家庭分野	全	家庭	→	→
英 語		全	1 年	2 年	3 年
道 徳		下記以外	1 年	2 年	3 年
		日文	1 年 ・ ノート	2 年 ・ ノート	3 年 ・ ノート

【国立・市町村立学校】需要数報告書の流れ

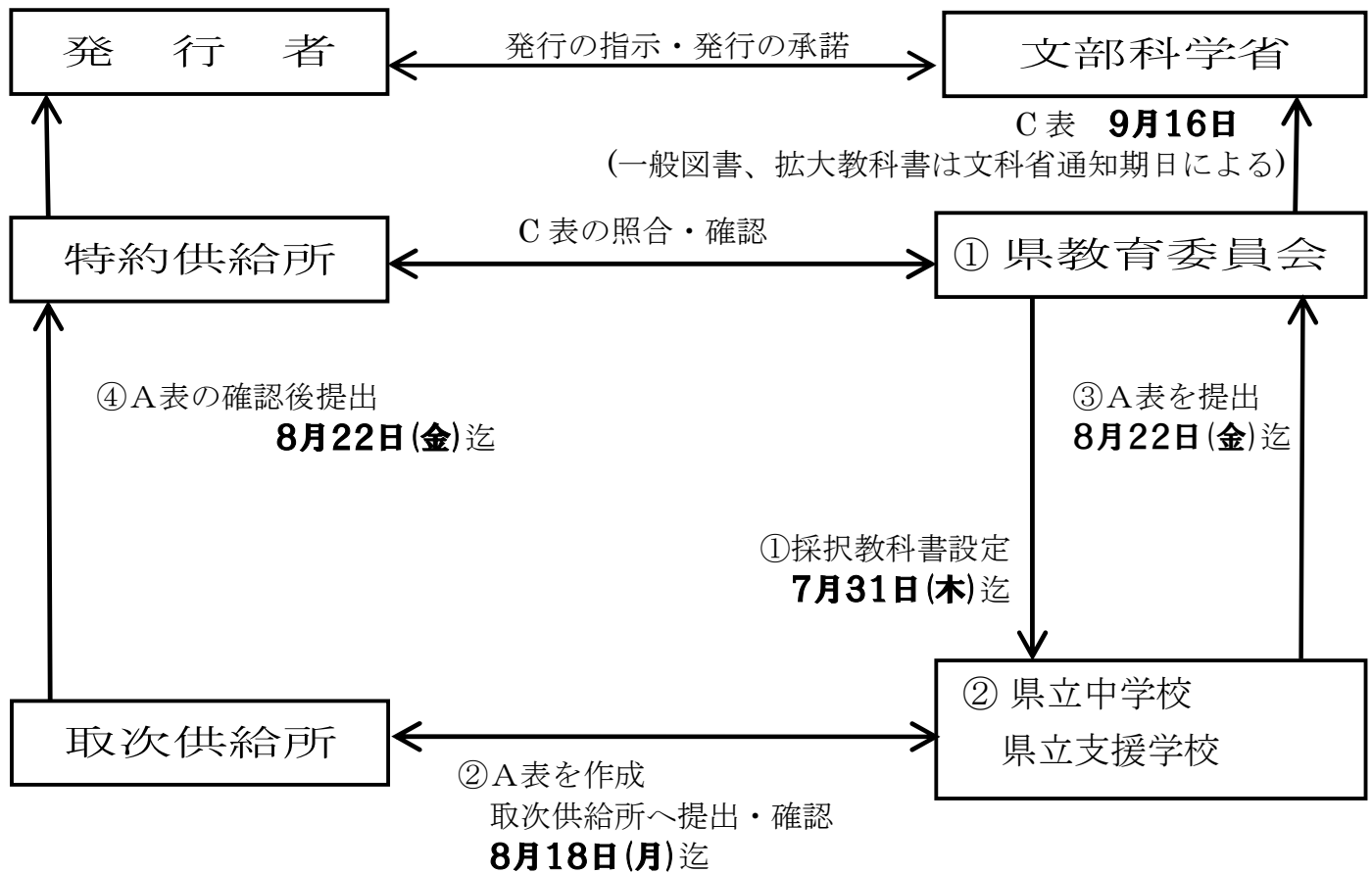
(検定・著作教科書、一般図書、拡大教科書共通)



- ① 市町村教育委員会…入学予定数を学校へ配付。**新システムにて採択教科書設定を7月31日(木)迄**に行う。※国立学校は、各学校で**新システムにて採択教科書設定**を行う。
- ② 学校及び取次供給所…学校では、「新教科書事務執行管理システム(クラウド・学校用)」を使用し、A表を作成(特に複式学級は注意)。A表に誤りが無いか(教科の漏れ)を確認し、A表の右上欄に学校及び取次供給所の担当者の押印(私印可)。
学校では、双方の押印(私印)が付いているA表のコピーを取り、取次供給所へ2部渡す。
8月6日(水)迄(提出後の転入生については、再提出不要。)
一般図書・拡大教科書は昨年同様、取次供給所とのやり取りは行いません。
- ③ 学校…A表(原本)(検定教科書・著作教科書)を市町村教育委員会・附属学校園支援室に提出。**8月18日(月)迄**。(一般図書・拡大教科書の提出は後日特別支援教育課より連絡)
- ④ 市町村教育委員会・附属学校園支援室…学校より提出されたA表(検定教科書・著作教科書・一般図書・拡大教科書)の内容に誤りが無いか(教科の抜け・複式学級)を確認。確認後、「新教科書事務執行管理システム(クラウド・設置者用)」で各学校の需要数報告を承認し、市町村教育委員会は設置者用B表を印刷し学校用A表とあわせて教育事務所へ、附属学校園支援室は小中学校分のA表は義務教育課へ、特別支援学校分のA表は特別支援教育課へ提出。
8月22日(金)迄。
- ⑤ 教育事務所…市町村教育委員会より提出があった学校用A表・設置者B表に誤りが無いかを確認後、県教育委員会へ提出。**8月27日(水)迄**。
- ⑥ 取次供給所…A表を特約供給所へ提出。**8月18日(月)迄**

【県立学校】需要数報告書の流れ

(検定・著作教科書、一般図書、拡大教科書共通)



① 県教育委員会…新システムにて採択教科書設定を7月31日(木)迄に行う。

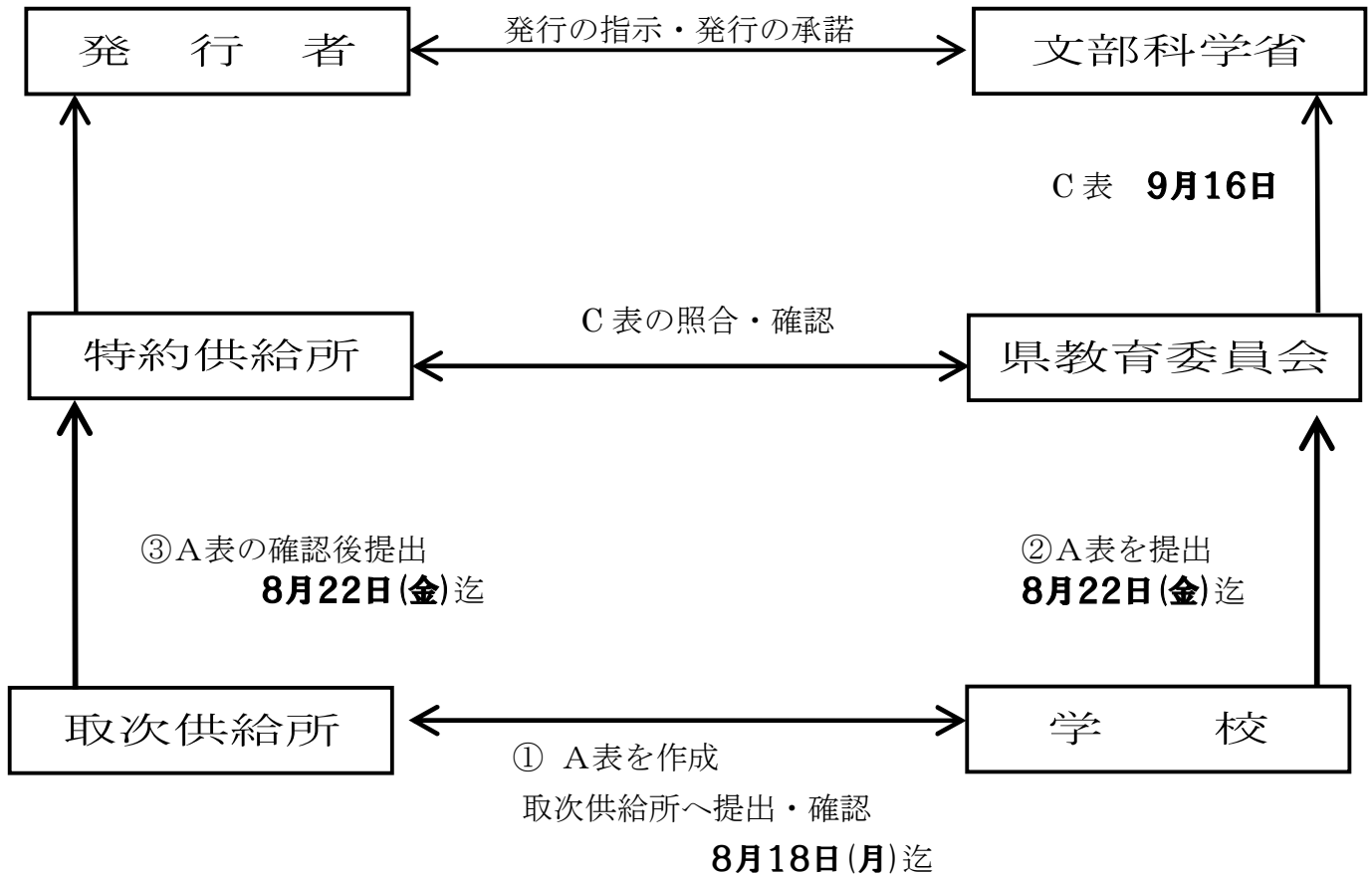
②学校及び取次供給所…学校では、「新教科書事務執行管理システム(クラウド・学校用)」を使用し、A表を作成(特に複式学級は注意)。A表に誤りが無いか(教科の漏れ)を確認し、A表の右上欄に学校及び取次供給所の担当者の押印(私印可)。
学校では、双方の押印(私印)が付いているA表のコピーを取り、取次供給所へ2部渡す。
8月18日(月)迄(提出後の転入生については、再提出不要。)
一般図書・拡大教科書は昨年同様、取次供給所とのやり取りは行いません。

③学校…A表(原本)(検定教科書・著作教科書)を下記の該当課へ提出。
(一般図書・拡大教科書の提出は後日特別支援教育課より連絡)
※県立中学校→義務教育課へ提出
※県立特別支援学校→特別支援教育課へ提出

8月22日(金)迄

④ 取次供給所…A表を特約供給所へ提出。**8月22日(金)迄。**

【私立学校】需要数報告書の流れ



①学校及び取次供給所…学校では、「新教科書事務執行管理システム(クラウド・学校用)」を使用し、採択教科書設定を行い、A表を作成。A表に誤りが無いかを確認し、A表の右上欄に学校及び取次供給所の担当者の押印(私印可)。学校では、双方の押印(私印)が付いているA表のコピーを取り、取次供給所へ2部渡す。

8月18日(月)迄(提出後の転入生については、再提出不要。)

②学校…A表(原本)と提出ファイルを下記の該当課へ提出。**8月22日(金)迄**
※私立学校→義務教育課へ提出

③取次供給所…A表を特約供給所へ提出。**8月22日(金)迄。**

Ⅲ. 教科書事務執行管理システムについて

※令和8年度の需要数集計より、システムがリニューアルされました。現在使用しているシステム（Excel 形式）は令和7年度書類(指示書・給与証明書・名簿・明細表など)を作成するために使用しますので、Excel 形式のシステムと新しいクラウドのシステムを年度によって使い分けする必要があります。

年	令和 5 年				令和 6 年				令和 7 年				令和 8 年												
月	7					3			7					3			7					3			
R6システム	需要						受領																		
R7システム	現行システム(Excel 形式)							需要						受領											
R8システム	新システム(クラウド形式)												需要						受領						

- ① 令和7年度用現行(Excel 形式)システム（主に R7 前期転学、後期、後期転学）
 - ② 令和8年度用新(クラウド)システム（R8 需要報告用、R8 受領報告用）
- と学校用システムが2個必要となります。

※今まで電話及びメール等でシステム操作のお問い合わせを頂き弊社で対応してまいりましたが、教科書事務執行管理システムが従来の Excel 形式からクラウド形式へリニューアルにされたため、ログイン ID とパスワードが必要になりました。そのためセキュリティ上の観点から弊社にて対応及び説明資料の作成が難しい状況になりました。今後はシステム操作については文部科学省作成のマニュアルをご覧ください。ヘルプデスクへお問い合わせいただくようお願いいたします。